



環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年2月21日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
南海電鉄による護摩壇山「なんかいの森」森林管理プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	南海電気鉄道株式会社(ナカインキテツドウカブシカイシャ)		
住所	大阪府大阪府中央区難波五丁目1番60号		
代表者氏名	亙 信二	代表者役職	取締役社長
担当者氏名	井上 努	担当者 所属部署・役職	CSR推進室 環境推進部長
担当者 E-mail	Inoue.tsutomu@nankai.co.jp	担当者電話番号	06-6631-6300
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	南海電気鉄道株式会社		
プロジェクト参加者名	峰林業		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	南海電気鉄道株式会社(ナカインキテツドウカブシカイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>南海電気鉄道株式会社(以下、「当社」という。)は、鉄道事業者として森林育成事業に取り組む数少ない企業であり、J-VER申請は業界初の事例となる。当社は、現在推進中の3か年経営計画「堅進126計画」(2008年度～2010年度)において、「環境保全ための取り組み強化」を基本方針のひとつに掲げているが、その中でグループ主要3社におけるCO<sub>2</sub>の排出量を3年間で約6,240t-CO<sub>2</sub>(3%)削減する目標を宣言している。2010年度は本計画の最終年度であることから、当社独自の努力によってCO<sub>2</sub>削減をするだけでなく、国家的プロジェクトであるJ-VER制度の認証を取得することで、計画の完遂と取り組みの社内外へのアピールを目的としている。</p> <p>同時に、鉄道事業を営む当社がJ-VER認証を取得することで、さらに地域との協働の輪を広げ、緑にあふれた国土の整備、ひいては地球環境保全に貢献できると考える。一方で、当社のような一般企業がJ-VERを認証取得できることを示せば、他の企業もクレジットを求めて参入することが考えられる。J-VERは自治体や林業者の取得が多いのが現状だが、企業の参入が増えると採算のとれなかった放置森林の整備を加速し、森林資源の循環による安定的な雇用創出や、地域山村での人口の拡大・新規定着など、地方の産業振興が大きく推進される効果も期待できる。その結果、森林整備や木材搬出のためのコスト負担が軽減され、林業自体の再生を図ることが期待できる。</p> <p>紀州の屋根といわれている護摩壇山(奈良県・和歌山県)は、樹木の生育に適した気候に恵まれ、豊かな森林がその多くを占めている。また、プロジェクト対象地が所在する奈良県吉野郡十津川村は、面積67,000haで、奈良県面積の1/5を占める日本一大きい村で、その96%が森林を占めており、標高1,000mを越える山に四方を囲まれ、カシやシイの照葉樹林からブナやナラの落葉広葉樹林、トウヒやモミの針葉樹林までみられる。</p> <p>しかしながら、木材価格の低下、輸入の自由化、経営コストの増加などにより林業経営環境は厳しいものとなっており、適正な森林管理がされないまま放置され、荒廃へと繋がる森林が増加しているのも事実である。</p> <p>一方、当社は、昭和52年ごろから十津川村杉清を中心に約518.43ヘクタールの山林を住宅用建材の生産を目的として保有し、以来、計画的な植林、施業(枝打ち・間伐等)を行っており、近年では健全な森林育成が自然環境保全に大きく貢献することから、CSRの側面としても力を入れて事業を行っている。</p>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>本プロジェクトは、具体的には、当社が保有する山林約 518.43ha のうち、これまで間伐が実施されなかった山林で、かつ 2007 年～2012 年までに間伐を実施または計画した山林 127.15ha を対象地としている。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>プロジェクト登録に当たって、伐採届等により間伐等の実施がすべて奈良県十津川村森林組合から森林施業計画の認定を受けていることを確認し、間伐対象林分については、クレジット発行対象期間内において土地の転用はなく、主伐を計画されていない。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>森林・林業基本法、森林法、自然公園法(国定公園2種、3種)などに該当しているが、いずれの法令も遵守して施業を行っている。</p> <p><b>【採用技術】</b></p> <p>面積測量にはコンパス測量(閉合差 5/100m以内)、樹高測定はトゥルーパルス 360B、胸高直径は輪尺を採用する。</p> <p><b>【モニタリング方法】</b></p> <p>各施業計画の団地ごとにモニタリングプロットを設定した。ガイドラインに従い、30ha上回らないことを考慮して、地形条件、標高差を基に標準的な位置を設定した。その上で十津川村森林組合や地元林業者に成長量のばらつきがないことを確認した。</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b></p> <p>方法論 R001 Ver.3.1(森林経営によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト))に準拠している。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b></p> <p>モニタリングガイドライン(森林管理プロジェクト用)ver.1.8 に準拠し、吸収量算定責任者を南海電鉄環境推進部長にするとともに、モニタリング、算定、報告に必要な体制を構築している。</p> <p><b>【QA / QC 体制】</b></p> <p>モニタリングガイドライン(森林管理プロジェクト用)ver.1.8に準拠し、教育訓練、情報の保管、データの確認、内部監査、測定機器の維持管理など品質保証と品質管理を確保することとする。</p>
プロジェクト実施場所	<p>南海電鉄 護摩壇山「なんかいの森」 奈良県吉野郡十津川村杉清口千丈575 北緯34度4分1秒、東経135度34分43秒</p>
<p>&lt;方法論 R001-R003 のみ&gt; プロジェクト対象面積</p>	127.15ha
プロジェクト期間	2007年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日( 6年 ヶ月)
クレジット期間	2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日

プロジェクト計画開始 届提出日		2010年11月 15日					
妥当性確認終了日		2011年 2月 21日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO <sub>2</sub> <sup>3</sup>	369	589	853	1,150	1,150	4,111
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン ( 森林管理プロジェクト用 ) ver.1. 8					
適用方法論		方法論番号	R001 ver. 3. 1				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

<sup>3</sup> 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

<p>ダブルカウントの防止 措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 20px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 20px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

URL: http://www.nankai.co.jp/company/csr/kankyuu/index.html

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上